

奈良県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
井上 毅	ひまわりはり・きゅう整骨院 磯城郡田原本町大字薬王寺三 四四―一	平成二十六年七月二十五日
平野 絹汰	あさひ整骨院 北葛城郡上牧町服部台五―三 ― レインボープラザ一階	平成二十六年八月三十一日
霜永 剛	かしはら鍼灸整骨院 橿原市西池尻町五〇六―五	平成二十六年十月一日
分田 邦彦	明快整骨院 橿原市内膳町一―三―一〇 陽光ビル一階	平成二十六年十月一日
木内 康仁	明快整骨院 橿原市内膳町一―三―一〇 陽光ビル一階	平成二十六年十月一日
米澤 啓之	さくら整骨院 大和高田市片塩町七―三四	平成二十六年十月一日

井阪 正昭

坊城整骨院
檀原市東坊城町二四二一
オークワ一階

平成二十六年十月九日